

## 第6章 資金援助及び技術移転

我が国は、2003年8月に我が国ODAの理念・原則等その方向性を明らかにした「政府開発援助（ODA）大綱」を閣議決定し、その中で環境問題を含む地球的規模の問題への取組をODAの重点課題の一つとして挙げるとともに、「環境と開発の両立」を援助実施の原則の一つとして位置づけている。また、2005年2月に公表した「政府開発援助に関する中期政策」においても、重点課題の一つに環境問題を含む地球的規模の問題への取組を掲げている。こうして、我が国は途上国の自助努力に対する支援を通じて、地球規模での持続可能な開発の実現を目指している。

我が国は、これまで、「美しい星50」（2007年5月）、「クールアース推進構想」（2008年1月、ダボス会議）等、内閣総理大臣によるイニシアティブにより、我が国の具体的提案を世界に発信してきた。

「美しい星50」では、温室効果ガスの排出の抑制と経済成長を両立させようとする志の高い途上国を広く支援することを表明し、温室効果ガスの排出削減や森林保全、海面上昇や干ばつなどの温暖化の影響を受けやすい地域の対策、クリーンなエネルギーの利用促進など、我が国の技術と経験を生かした支援を、途上国の事情にきめ細かく配慮しながら行っていくと表明した。

また、「美しい星50」を具現化すべく、2008年1月、「クールアース・パートナーシップ」を途上国との間で構築し、省エネ努力などの排出削減への取組に積極的に協力するとともに、気候変動で深刻な被害を受ける途上国に対して支援の手をさしのべ、途上国とも連帯を強化して地球規模の温室効果ガス排出削減を目指していく旨を「クールアース推進構想」の下で発表した。

さらに、2009年9月、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、気候変動問題の解決のため、とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、多額の資金が必要とされており、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的な支援を行う用意があることを表明し、先進国が相当の新規で追加的な官民の資金で貢献すること等の原則を含む「鳩山イニシアティブ」として提案した。

### 6.1 条約第4条3に基づく新規かつ追加的資金に係る施策

#### ○GEFに対する協力

GEFについては第1フェーズ（1994年～1998年、GEF-1）において4.1億ドル（全体の資金規模20.2億ドル）、第2フェーズ（1998年～2002年、GEF-2）において4.1億ドル（全体の資金規模27.5億ドル）、第3フェーズ（2002年～2006年、GEF-3）において、4.2億ドル（全体の資金規模30.0億ドル）の拠出を行ってきた。現在は第4フェーズ（2006年～2010年、GEF-4）であり、3.1億ドル（全体の資金規模31.3億ドル）の拠出を行った。

#### ○IPCCに対する協力

IPCCの活動に関し、1997年から毎年18万スイスフランの拠出金を供出している。また、1999

年に設置されたインベントリータスクフォースの技術支援組織を担当し、その運営経費を拠出している（近年では、2007年：114,448千円、2008年：150,113千円）。さらに、IPCC インベントリー計画共同議長を務める平石尹彦氏をはじめ、2007年に完成・公開された第4次評価報告書には調整役代表執筆者として3名、代表執筆者として21名、査読編集者として5名が報告書執筆作業への参加を行う等、人的な貢献を行っている。

## 6.2 気候変動のもたらす悪影響に対して特に脆弱な途上国への援助

### ○GEF 信託基金への拠出

GEF 信託基金では、UNDP など国際機関への委託プロジェクトとして、適応分野の能力開発等が行われており、日本は右基金に対して最大規模の拠出を行っている。【これまでに [パイロットフェーズ（91年7月開始）から11月末まで]、支払いベースで11.7億SDR】

### ○後発開発途上国基金（Least Developed Countries Fund）への拠出

後発開発途上国基金は、後発開発途上国による NAPA（National Adaptation Programmes of Action）の準備（preparation）及び実施（implementation）等を支援している基金であり、日本は右基金に対して2007年3月にUS\$250,000を拠出した。

### ○適応基金に対する協力

我が国は、適応基金の炭素クレジット販売が可能になる2009年までの間、適応基金の事務経費（1万3093ドル、2008年）をグラントで拠出した。また、我が国環境省研究調査室長が適応基金理事会の理事を2008年以降務めることにより、人的な貢献を行っている。

## 6.3 二国間、地域的枠組み、多国間チャネルを通じた支援

### 6.3.1 二国間での支援

#### 6.3.1.1 我が国のイニシアティブ

##### ○鳩山イニシアティブ

2009年9月、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、気候変動問題の解決のために、とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的な支援を行う用意があることを表明した。その上で、途上国の支援について、①我が国を含む先進国が、相当の新規で追加的な官民の資金で貢献することが必要、②途上国の排出削減について、とりわけ支援資金により実現される分について、測定可能、報告可能、検証可能な形での、国際的な認識を得るためのルール作りが求め

られる、③資金支援につき、予測可能な形の、革新的なメカニズムの検討が必要、そして、資金の使途の透明性及び実効性を確保しつつ、国連の気候変動に関する枠組みの監督下で、バイやマルチの資金についてのワンストップの情報提供やマッチングを促進する国際システムを設けるべき、④低炭素な技術の移転を促進するための方途について、知的所有権の保護と両立する枠組みを創ること、を表明した。これらを「鳩山イニシアティブ」として提唱し、今後このイニシアティブを具体化する中で、COP15の成功のために尽力していく旨を述べた。

#### ○クールアース・パートナーシップ（概説）

我が国は、2008年1月、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国に対して、概ね100億ドル規模の資金を活用して「クールアース・パートナーシップ」を構築し、気候変動分野の支援を行うことを発表し、2008年に新たに創設された気候変動対策のための「環境プログラム無償」をはじめとする無償資金協力や技術協力、国際機関を通じ、2008年から概ね5年間で累計2,500億円程度の支援を行っている。また、各国の地球温暖化対策プログラムやプロジェクトの実施などのために「気候変動対策円借款」を創設し、2008年から5年間で特別金利で5,000億円程度の資金供給を行っている。さらに、途上国における温室効果ガス削減のプロジェクトに対し、国際協力銀行（JBIC）アジア環境ファシリティによる出資・保証、貿易保険及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の補助金などと合わせて、民間資金も呼び込み、2008年から5年間で最大5,000億円程度の資金供給を可能としている。

これらのスキームを総動員して、例えば気候変動対応のための森林保全、防災などのプロジェクトや防災・適応計画立案に対する技術支援、太陽光などクリーンエネルギーによる電化などの村落開発支援、干ばつ・洪水などの災害対策支援などを行っている。

具体的には、「気候変動対策円借款」としてインドネシアが進める気候変動対策を、政策対話を通じて支援する「気候変動対策プログラム・ローン」の供与や、バングラデシュに対する高効率の発電所の建設や配電網の新設及び改修による配電ロスの低減策、また「環境プログラム無償」として、ケニアに対する洪水対策やアフリカ各国に対する緊急給水対策を支援した。また、「クールアース・セミナー」を立ち上げ、約30か国の途上国の環境省等のキャパシティ・ビルディングを実施した。

#### ○「京都イニシアティブ」

我が国は、1997年12月に京都において開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において「京都イニシアティブ」を発表し、①人づくりへの協力（5年間で3000人の人材育成）、②円借款における優遇条件（金利0.75%、償還期間40年）の適用、③我が国の技術・経験（ノウハウ）の活用・移転、の3つの柱を中心に温暖化対策に関する途上国支援を行っている。

これまで、我が国における研修や第三国研修、専門家派遣、青年海外協力隊の派遣等により1998～2002年度の5年間で約8,200人の人材育成を行うとともに、温暖化対策関連の優遇条件による円借款案件を1997年12月～2008年12月までで123件（約1兆6,100億円）実施している。

○「日本の適応支援策：能力と自立の育成」

我が国としては、途上国の持続可能な開発の重要性を念頭に、適応分野について我が国の知見・ノウハウを活用して、以下の3本柱を中心に総合的支援を展開していく。

- ・ 開発プロジェクト推進を通じた支援の取組
- ・ 途上国行政担当者を中心としたキャパシティ・ビルディング
- ・ モデリング等に係る気候変動研究・人材育成の推進

○国土開発・環境問題各分野での途上国支援と適応策

<防災、国土開発>

「防災協力イニシアティブ」：2005年1月神戸での国連防災世界会議において、ODAによる防災分野の協力に関する基本方針、具体的取組等を発表。

<水問題>

「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI)」：2006年3月に水と衛生に関するODAの基本方針、具体的取組等を発表。水利用の持続可能性の追求、人間の安全保障の視点の強化等を目指し、1)総合水資源管理の推進、2)安全な飲料水と衛生の供給、3)食料生産等のための水利用支援、4)水質汚濁防止と生態系保全、5)水関連災害による被害の軽減、の取組への支援を実施。

<森林>

「アジア森林パートナーシップ (AFP)」：アジア大洋州地域の持続可能な森林経営の促進を目的に、アジア大洋州諸国（主にASEAN）、先進国・国際機関及びNGOなどが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧（植林）等の活動について協力していくためのパートナーシップ。2002年に開始。

2008年からの第IIフェーズでは、その主要テーマを、①森林が提供する産物及び生態系サービス（気候変動の緩和と適応、水源のかん養、生物多様性の保全を含む）を維持するための森林減少・劣化の抑制及び森林面積の増加、②違法伐採対策（関連する貿易を含む）と決定している。

<地球環境問題>

「EcoISD」（持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ）：2002年のWSSDに際し発表。地球温暖化対策の他、自然保護区等の保全管理、森林、砂漠化防止及び自然資源管理に対する支援を、ODAを中心とした我が国の国際環境協力の重点分野としている。

<農業問題>

「ネリカ (NERICA: New Rice for Africa) への支援」：ネリカ稲は、病気・雑草・干ばつに強いアフリカ稲と高収量のアジア稲を組み合わせることによって開発された半乾燥地での栽培に適した高収量の品種。

CGIAR (Consultative Group on International Agricultural Research、国際農業研究協議グループ) 拠出金や日・UNDP パートナーシップ基金を通じて、AfricaRice によるネリカの研究・開発に対する財政的支援を実施している。また、AfricaRice と我が国の農

業研究機関との共同研究も行っている。さらに、JICA を通じてウガンダなどへのネリカ稲普及のための専門家の派遣、アフリカ各国で実施するネリカ栽培試験への支援等を通じて、ネリカ稲の普及を進めている。

### 6.3.1.2 具体的支援策

#### ○JICA 研修コース

JICA 研修では、防災、水資源管理、森林資源管理、河川管理、国土開発等、気候変動への適応策に関わるコースを実施。今後ともこれらを継続。

#### ○「地球温暖化対策コース」

「京都イニシアティブ」の下、JICA「地球温暖化対策コース」を1997年より実施。その中では、適応に関する基礎知識についての研修も実施しており、開始以降123名の途上国行政官等が修了。今後ともこれらを継続。

#### ○「京都メカニズム担当者育成研修」

「京都議定書」目標実現のためにJICA「京都メカニズムプロジェクト担当者養成」研修を2003年より実施。

「京都メカニズム」についてのルール、開発途上国の役割の理解を中心に政府担当者の能力育成を図っている。10ヶ国10名／年を対象に、今後ともこれらを継続。

#### ○開発計画調査型技術協力（開発調査）

開発途上国の開発計画策定や制度・政策の整備を支援する開発調査事業の実施を通じ、温暖化影響に脆弱な地域条件を有する開発途上国の適応策と、緩和策の推進を支援している。適応策支援の例としては、カンボジアのプレクトノット川流域農業総合開発調査では、農業生産性向上のために営農技術向上、灌漑施設整備、洪水予警報体制整備を支援しており、これにより気候変動により降雨の季節的偏りが顕著となった場合の被害を軽減することも期待できる。

緩和策支援の例としては、生活改善・貧困緩和のための地域開発の方策を示すことを目的としたモリタニアのオアシス地域の女性支援のための開発計画調査では、改良型かまどの導入を推進しており、家庭における燃料効率の改善が森林減少の抑制に貢献し、結果として温室効果ガスの余分な排出の抑制に資することが期待できる。

#### ○有償資金協力

政府開発援助の一環として供与される、低利・長期の円借款により、途上国の講じる緩和措置等に対して、資金援助等を行っている。

特に、我が国とともに気候変動対策に真剣に取り組んでいく途上国を一層積極的に支援することを目的に、「クールアース・パートナーシップ」に基づく支援策として、円借款の供与が可能なパートナー国に対して特別の優遇金利等を適用する「気候変動対策円借款」を2008年

から実施している。具体的には、これまで、インドネシア及びバングラデシュにおける気候変動対策への協力を実施したところである。

○無償資金協力

政府開発援助の一環として供与される、無償資金協力により、途上国の講じる適応措置（森林の保全・造成、洪水対策事業等）に対して、資金援助及び技術移転を行っている。

具体的には、セネガルにおいて沿岸部における保全林の造成等への協力を実施した。

2008年、排出削減と経済成長の両立を目指す途上国を積極的に支援するため、「クールアース・パートナーシップ」の一環として「環境プログラム無償」を創設した。右に基づき、バングラデシュに対する対策や、エチオピアでの給水事業などを実施するなど、施設等のハード面のみならず研修等ソフト面も組み合わせて支援を行った。今後、太陽光発電など日本の高い環境技術を活用して、一層の支援を検討している。

○技術協力プロジェクト

開発途上国における適応技術の向上を図ることを目的として、専門家派遣、研修員受け入れ、機材供与を組み合わせる協力の形態である技術協力プロジェクトにより、適応措置に関するプロジェクトに協力している。

2008年、我が国と開発途上国の研究機関が共同研究を通じ、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の能力向上を図る「地球規模課題に対応する科学技術協力」を創設し、インドネシアにおける「泥炭・森林における火災と炭素管理」やツバルにおける「海面上昇に対する生態工学的維持」等を実施した。

また、インドネシアにおける衛星情報を活用した森林資源管理支援及びブラジルにおけるアマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクトをはじめ、各国で森林の保全・復旧のための協力を実施している。

○専門家派遣、研修

温暖化対策関連分野（大気汚染、廃棄物、省エネルギー、森林の保全・造成）の人材を育成するため、我が国における研修や第三国研修、専門家派遣、青年海外協力隊の派遣等を行っている。

○コベネフィット・アプローチの推進

途上国の喫緊の課題である環境汚染対策と温暖化対策を同時に進めるコベネフィット・アプローチについて、2007年12月に中国環境大臣との間で合意された「日本国環境省及び中華人民共和国国家環境保護総局によるコベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書」とインドネシア環境大臣との間で合意された「日本国環境省とインドネシア共和国環境省による、コベネフィット・アプローチを通じた環境保全協力に関する共同声明」に基づき、コベネフィット・アプローチの共同研究やモデル事業の実施等について、協力を行っているところ。

## ○JBIC アジア・環境ファシリティ

JBIC アジア・環境ファシリティは、JBIC の出資及び保証機能を活用し、民間資金を最大限動員して気候変動緩和対策に資する案件等を支援することを目的として、省エネ・新エネ事業等の分野を対象にしたファンドへの出資、同分野の個別事業への出資及び民間金融機関からの融資に対する保証を通じた支援を実施すべく、2008年4月に創設されている。

さらに、2009年3月には、JBIC を活用した環境投資イニシアチブ（LIFE）を発表し、アジアを中心とした開発途上国を対象に、開発途上国政府及び民間セクターが実施する環境投資に対して2年間にわたり総額50億ドル規模の支援を行う方針を表明した。

## ○地球環境保険制度の創設

我が国の省エネ・新エネ技術の移転等により、温室効果ガスの排出低減に貢献するため、日本貿易保険（NEXI）に地球環境保険制度を創設し、平成21年1月より引受を開始した。

具体的には、①全世界を対象に10年間で2兆円の保険引受枠を設定することにより、制度の利用を促進、②温室効果ガスの排出低減に資する設備・機器に係る貿易や海外への投融資等を通じて気候の安定化に貢献する広範なプロジェクトに対して制度を適用し、ユーザーの利便性を増進、③カントリーリスク（非常危険）を100%付保するオプションを設け、事業実施に係るリスクを低減の支援を実施している。

## ○CDM/JI実施可能性調査

温室効果ガスの排出抑制や吸収作用の保全・強化に効果の高いプロジェクトを発掘するとともに、CDM/JI の仕組みに対する国内・国際のルールづくりに資する知見を蓄積するために、CDM/JI プロジェクトの実施可能性調査を実施している。具体的には、民間企業、非政府組織（NGO）等から公募を行い、廃棄物管理、バイオマス利用、省エネルギー、再生可能エネルギー等の事業案件の中から実現可能性が高く、環境汚染対策等コベネフィットが認められるものについて調査を実施している。（1998年～）

## ○コベネフィットCDM事業の推進

途上国における温室効果ガス排出削減と、途上国で問題が顕著化している大気汚染・水質汚濁・廃棄物処理問題等の環境汚染問題の改善及び持続可能な開発とを同時に実現する CDM プロジェクトであるコベネフィットCDM事業について、2008年度から補助事業としてモデル事業に着手、マレーシア及びタイの2事業を支援している。2009年4月の「緑の経済と社会の変革」や2009年5月のG8環境大臣会合においてコベネフィット技術の推進等が表明されており、今後とも当事業を継続する。

### 6.3.2 地域枠組みを通じた支援

## ○クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）

2005年7月、アジア太平洋地域において増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気

候変動問題等へ対処することを目的として立ち上げられた官民協力のパートナーシップ。現在、日本、オーストラリア、中国、インド、韓国、アメリカ、カナダの7カ国が参加している。

APPでは参加国の二酸化炭素排出量の約6割をカバーする8つのセクターについてタスクフォースが設置されており、各タスクフォースにおいて温室効果ガスを削減しつつ経済成長を促すようなクリーンで効率的な技術の開発、普及、移転を目指す取組を行っている。具体的には、削減効果の高い技術に関する知見の共有、削減ポテンシャル分析等を通じて、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。

特に我が国が議長を務める鉄鋼タスクフォース及びセメントタスクフォースでは、専門家を中国とインドに派遣し、改善項目の検討や課題に応じたアドバイスを行う「省エネ・環境診断」等を実施している。

#### ○アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）

アジア太平洋地域の地球変動研究を促進し、開発途上国からの研究への参加増進、科学研究と政策の連携強化を目的とする政府間ネットワーク。我が国は、その活動を積極的に支援している。ワークショップの開催や国際的な研究会合への参加の支援、研究者のトレーニング等を通じた研究者能力向上を図っている。APNがプロジェクト支援等の研究対象としている主要分野の1つとして「気候」や「大気・陸域・海域の変化」が含まれている。また、2009年度からは、発展途上国における気候変動への適応に関する研究能力開発の課題を中心として研究支援プログラムの拡充が図られている。

#### ○地球温暖化アジア太平洋地域セミナー

アジア太平洋地域においては、気候変動に対処するために多くの努力が行われてきた。アジア太平洋地域の各国の行政官及び専門家並びに国際機関の参加を得て、環境省では1991年から毎年「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」を開催してきている。セミナーの主な目的は、アジア太平洋地域諸国における地球温暖化問題に関する情報、経験及び意見の交換等を行い、域内における同問題への取組の促進に資することである。

2009年3月に開催された第18回セミナーでは、14か国・10機関から、約50名の気候変動や開発計画担当の行政官や専門家の出席を得て、測定・報告・検証可能な行動（MRV）、温室効果ガス排出データ（インベントリ）、コベネフィット・アプローチ、科学的知見に基づく適応対策について、活発な意見交換が行われ、結果、世界全体の排出量の削減のためには、先進国の主導的な排出削減とともに、途上国の積極的な行動が必要であり、

- ・途上国の行動が適切に評価され、把握される仕組みを2013年以降の枠組みにおけるMRVな行動に関する制度やインベントリの整備を通じて構築すべきこと
- ・途上国の開発ニーズを満たしつつ、気候変動の緩和策と適応策を両立するために、緩和策におけるコベネフィット（相乗利益）の実現と、適応策の開発への主流化を進めていく必要があること、などが合意された。

### 6.3.3 多国間チャネルを通じた支援

#### 6.3.3.1 クールアース・パートナーシップ（国際機関拠出分）

○アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築のための「日・UNDP 共同枠組」

2008年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の際に、「クールアース・パートナーシップ」に基づき、我が国がTICADの共催者である国連開発計画（UNDP）と共に設置した、9,210万ドル規模のアフリカ約20カ国における適応支援枠組。具体的には、気候変動の影響に対処することができる長期的な国家計画メカニズムの導入、気候変動リスクが管理できるような国家制度の構築、適応事業の実施等で、現在、UNDPを通じて各国政府と調整しつつ、事業実施に向けた作業を行っている。

○日・UNDP パートナーシップ基金

日・UNDP パートナーシップ基金を通じ、ナミビア及びニジェールにおけるコミュニティ・ベースによる気候変動への適応（40万ドル、2008年9月承認）、ブルキナファソにおけるクリーン開発メカニズムの能力強化（30万ドル、2008年12月承認）、京都議定書の下でのルワンダにおけるクリーン開発メカニズムプロジェクトの能力強化（30万ドル、2008年12月承認）を支援している。

○UNV 日本信託基金

UNV 日本信託基金を通じ、ボリビア、グアテマラ、ジャマイカ、モロッコ、ナミビア、ニジェール、サモアにおけるコミュニティ・ベースの気候変動適応支援事業（100万ドル、2009年1月承認）を支援している。

○ADB(ACEF)

アジア開発銀行（ADB）の開発途上加盟国における気候変動等への対応を支援するため、我が国の拠出により2008年1月にADBに設置された基金（2007年のADB京都総会において創設を表明。）。再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する技術の活用を通じて、ADBの開発途上加盟国自身による温室効果ガスの排出削減に向けた取組みを支援するもの。

#### 6.3.3.2 気候投資基金(CIF)

途上国への気候変動問題への取組みに対する支援として、米・英と共に気候投資基金を設立。同基金に対して、より多くのドナー国の参加を確保すべく働きかけた。日本国として最大12億ドルの拠出を行うことをプレッジしており、基金の運営に関する委員会へ参加し、基金の運営に積極的に関与している。

#### 6.3.3.3 PHRD ファンドを通じた気候変動対策支援

我が国は、世界銀行に設置した開発政策・人材育成基金（PHRD ファンド）を通じて、世界銀行の森林カーボンパートナーシップ基金（FCPF）に拠出している。FCPF は、森林の保全による排出削減を「炭素クレジット」として移転できるようにするためのパイロットプロジェクトを支援するもの。また、PHRD ファンドにより、気象研究所及び海洋研究開発機構（JAMSTEC）においては中南米 8 ヶ国に対して地球シミュレータというスーパーコンピュータで気温上昇・海面上昇等を織り込んだ将来気候予測研修を 2005 年から実施している。

## 6.4 技術移転に関する取組

### 6.4.1 政府が技術移転を促進、助長および財政援助するための措置

○クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）（再掲）

○地球温暖化アジア太平洋地域セミナー（再掲）

○日本京都メカニズム促進プログラム（JKAP）

京都議定書においては、地球規模での温暖化防止と途上国の持続可能な開発の支援のため、国別の削減約束達成に係る柔軟措置として、他国における温室効果ガスの排出削減量等の一部を利用できる京都メカニズムの活用が認められている。

日本は、京都メカニズムについて、国内対策に対し補足的であるとの原則を踏まえつつ、「クリーン開発メカニズム（CDM）」及び「共同実施（JI）」を中心とし、具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みである「グリーン投資スキーム（GIS）」（以下「CDM/JI等」という。）も含めて活用することとしている。

2005年3月、日本とホスト国におけるCDM/JI等の協力をすすめるプログラムとして、外務省・経済産業省・環境省がその関係機関とともに、日本京都メカニズム促進プログラム（JKAP：Japan Kyoto Mechanisms Acceleration Programme）を立ち上げた。

[関係機関：(財)地球環境センター（GEC）、(財)地球環境戦略研究機関（IGES）、(独)国際協力銀行（JBIC）、(独)日本貿易振興機構（JETRO）、(独)国際協力機構（JICA）、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、(独)日本貿易保険（NEXI）、(社)海外環境協力センター（OECC）、日本カーボンファイナンス(株)（JCF）]

本プログラムは、JKAPというネットワークのもとで、これまで各機関によって実施されてきたさまざまな支援策を、より効果的にかつ利用しやすい形で実施することを目指したもの。同プログラムにおける主な支援事業は次のとおり。

・ホスト国のキャパシティ・ビルディング

ホスト国における京都メカニズム関係者の人材育成を目的として、ホスト国の政府関係

者や民間事業者等を対象にした各種トレーニングセミナーやワークショップ等を開催し、ホスト国政府によるCDM/JI等プロジェクト承認体制の整備を支援するとともに、プロジェクトの実施を促進するため各種の普及啓発を行っている。(2003～)

・情報提供及び相談支援

CDM/JI 等に取り組む日本及びホスト国の民間事業者やホスト国政府等を対象に情報提供するため、ウェブページ（「京都メカニズム情報プラットフォーム」）を開設し、JKAP というネットワークのもとでの日本政府による各種支援策、各ホスト国における CDM/JI 等のプロジェクトに関する最新の動き、京都メカニズムのルールや CDM 理事会での議論等に関する最新情報を提供している。また、メール等で個別の質問・相談にも応じている。(2004～) (URL: <http://www.kyomecha.org/index.html>)

○気候変動技術イニシアティブ (CTI)

1990年のヒューストンサミットでの「地球環境保全に関する関係閣僚会議申し合わせ」に基づき「地球再生計画」が国際的に提唱され、1993年の東京サミットにおいて、「地球再生計画」の具体的総合戦略を策定するための TREE (Technology Renaissance for Environment and Energy) 構想が提唱され、同年環境エネルギー技術開発推進のための会議において、環境エネルギー技術に関する国際的な共同研究開発実施のための基礎調査 (スコーピング・スタディ) を実施した。

1995年気候変動枠組条約第1回締約国会議において、23ヶ国の IEA/OECD メンバー、EC は CTI(Climate Technology Initiative)の設立を提唱した。2003年に CTI は IEA 実施協定として新たに位置づけられた。日本は設立メンバーとして発足時から中心的な役割を果たしてきた。

設立以来、CTI は温室効果ガスの削減に寄与する技術の普及、促進ならびに市場促進や革新的技術開発の移転促進等の国際協力を実施している。具体的には、2009年3月までに90件のセミナー、ワークショップ、サイドイベントを開催し、延べ6000人余りの参加を得ている。

また、2006年にはクリーンエネルギー、再生可能エネルギー、エネルギー利用効率化プロジェクトに携わる事業開発者による資金調達機会を拡げ、開発途上国及び経済移行国への技術移転を促進することを目的として、官民パートナーシップである Private Financing Advisory Network(PFAN)プログラムを立ち上げ、事業開発者の能力向上及び投資家とのマッチングを目的としたファイナンスフォーラムを実施している。

○アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) (再掲)

○グリーンエイドプラン (GAP)

省エネルギー・環境分野において、アジア地域の国と政策対話を通じて相手国政府の環境対策に対する認識を高め、各国の実情に応じた制度構築等を行うとともに、我が国の環境省エネ技術の普及を促し、途上国における環境と両立した持続的発展を図るグリーンエイドプランの推進に努めている。

○国際エネルギー使用合理化対策等事業

我が国の技術・経験（ノウハウ）の活用・移転について、エネルギー有効利用技術（省エネルギー技術・石油代替エネルギー技術）や石炭利用対策技術の有効性の実証、定着・普及を推進するためのモデル事業等を実施している（これまでアジア太平洋地域の開発途上国において、68件のプロジェクトを実施済）。

○ITTO への支援

ITTO は、熱帯林の適切かつ効率的な利用と保全の両立を図るため、熱帯木材生産国において、持続可能な森林経営を阻害する違法伐採対策、劣化林の復旧、持続可能な森林経営のための基準・指標の作成などを実施しており、我が国は2004年から2008年までに約140件のプロジェクトに対して約3,530万USドルを支援した。

○FAO への支援

我が国は、FAO の活動を支援するため、通常予算の約2割の分担に加え、途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与するため、1983年より現在まで16プロジェクトの実施のために信託基金へ任意拠出を行ってきた。2005年度以降、任意拠出により、アジア地域の各国が森林経営の現状を的確に把握・分析し、その結果を森林政策にフィードバックさせるためのプロジェクト「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告（MAR）強化事業」への支援を行っている。

○CDM 植林関連事業

民間事業者等によるCDM植林事業の実施に資するための基盤整備として、①途上国の情報収集・整備、②有効化審査の参考となる対応指針の作成、③CDM植林の企画実施立案を担う人材の育成を行っている。

○シベリア・極東地域持続可能な森林経営推進体制強化事業

京都メカニズムの「共同実施」による森林吸収源活動について、シベリア・極東地域における事業実施上の技術的課題等を把握するため、基礎調査を実施した。

## 6.4.2 開発途上国が自ら有する能力および技術を発展・向上させるため 政府が行う支援措置

○アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）（再掲）

○持続可能な森林経営のための基準・指標

ITTOでは、「熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行う」という「目標2000」達成のため、加盟国の能力向上、資金面

及び技術面の支援、情報共有の促進等に取り組んでいる。

その一環として、「熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標」を作成し、段階的な導入を図るため、2004年より熱帯木材生産国において基準・指標を普及させるためのワークショップを行っており、我が国はこの取り組みに対して財政的な支援を行っている。

#### ○国連森林フォーラムフォローアップ・パートナー国森林専門家会合

主にアジア地域の途上国の持続可能な森林経営の取組を支援するため、「国際専門家会合」を2006年から2008年まで計3回開催した。2006年は持続可能な森林経営を把握するため「基準・指標」の活用等について検討を行うための「モンテリオール・プロセス第17回ワーキング・グループ(WG)会合」及び「FAO アジア持続可能な森林経営のためのモニタリング・評価・報告(MAR)体制強化事業ワークショップ」を、2007年はアジアの持続可能な森林経営の実施促進を図るための「アジア森林パートナーシップ(AFP)第7回会合」を開催した。

#### ○SBSTA ワークショップ

我が国は、SBSTA の下での途上国の森林減少・劣化に由来する二酸化炭素等の排出の削減(REDD)のための方法論等を議論する国際ワークショップを、2008年6月にホストした。

#### ○アジア森林パートナーシップの推進

「アジア森林パートナーシップ (AFP)」は、アジア大洋州地域の持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア大洋州諸国（主にASEAN）、先進国・国際機関及びNGOなどが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧と再植林等の活動について協力していくためのボランティアベースのパートナーシップで、2002年の「ヨハネスブルグ・サミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議：WSSD）」において正式に発足した。2008年からの第Ⅱフェーズでは、その主要テーマを、①森林が提供する産物及び生態系サービス（気候変動の緩和と適応、水源のかん養、生物多様性の保全を含む）を維持するための森林減少・劣化の抑制及び森林面積の増加、②違法伐採対策（関連する貿易を含む）と決定している。

我が国は、AFPの協力を実施促進するための会議を開催し、また、AFP強化のための地域ワークショップ開催を支援したほか、AFPに関連するプロジェクトの実施も推進している。

#### ○民間の植林に対する支援

NGO等の民間団体が開発途上国で行う植林活動に対する支援として、事前調査への助成、専門家の派遣による技術指導を実施するとともに、国際フォーラムを開催した。さらに、2005年からは、ホームページの活用による民間植林ネットワークの構築、小規模植林モデル林の造成等を通じ、海外における民間植林の推進を図っている。

#### ○衛星画像データを活用した森林動態把握等

途上国の森林減少・劣化について衛星画像等によって把握する技術開発や途上国での人材育成を行った。

○衛星データを活用した洪水予測等

水文情報が乏しい地域での洪水予測をおこなうため、人工衛星によって観測された雨量情報等を活用した洪水予測システム（GFAS/IFAS）をHPで無償提供するとともに、土木研究所 ICHARMがシステム活用のためのワークショップを開催している。

### 6.4.3 酸性雨の防止

酸性雨の原因物質の一つとされる窒素酸化物は、温暖化原因物質の一つとされる対流圏オゾンの生成に関与しているとされており、酸性雨の防止を目的とした対策等は、温暖化の防止にも貢献するものである。また、酸性雨による森林の被害を防ぐことは、温室効果ガスの代表的なものである二酸化炭素の吸収源たる森林保全に寄与するものである。

○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

国際協調による東アジア地域全体の酸性雨対策の枠組づくりを目指し、カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナムの13カ国が参加して1998年4月からの試行稼働を経て、2001年1月から本格稼働を開始した。共通の手法を用いた相互に比較可能で信頼性の高いデータを整備、評価することにより、東アジア地域における酸性雨問題の現状について、参加各国の共通の認識を醸成すること等を目指している。

### 6.4.4 砂漠化の防止

気候変動に脆弱な乾燥地域における土地の劣化である砂漠化問題は、気候変動への適応の観点と同様に、乾燥地域における炭素の貯留を減少させる気候変動の緩和の観点からもその対策の重要性が指摘されている。我が国は、従来より、水資源の保全、森林保全・植林、農業開発、キャパシティ・ビルディングを含む二国間政府開発援助（ODA）等による様々な砂漠化対処関連プロジェクトを推進してきた。また、我が国は1994年6月に採択された砂漠化対処条約を1998年9月に受諾し、締約国となり、砂漠化の影響を受ける開発途上締約国が効果的に条約実施に取り組めるよう、国家行動計画の策定支援を行っている。また、締約国として、砂漠化対処条約の実施への一層の積極的な貢献を図る見地から、社会・経済的な観点を含めた総合的な砂漠化防止対策のあり方について検討を行っている。この一環として、砂漠化指標を用いた砂漠化の評価とモニタリングに関する研究を含む砂漠化の早期警戒体制構築のためのパイロットスタディを行い、砂漠化対処条約科学技術委員会でその成果の発表を行った。

## 6.5 民間レベルでの国際協力の推進

### ○民間団体の協力活動

我が国では環境保全技術の多くは、民間企業によって開発されており、技術移転において、開発途上国への直接投資等民間企業の果たしている役割も大きい。政府を始め、国内の様々な NGO も (財) 自然環境研究センター、(財) 国際湖沼環境委員会、(社) 海外環境協力センター、(財) オイスカ、(社) 経済団体連合会、(特非) 日本国際ボランティアセンター、(社) 日本国際民間協会等の団体が環境保全プロジェクトの実施、環境協力に関するシンポジウム、講演会、セミナーの開催、環境保全活動の支援等国際環境協力の推進に取り組んでいる。

また、NGO は、開発途上国において、植林指導、植林ボランティアの派遣、環境教育等様々な形態で植林協力を実施している。例えば、(特非) 緑の地球ネットワーク、日本沙漠緑化実践協会、(財) 緑の地球防衛基金、(特非) 地球緑化センター、(財) 国際マングローブ生態系協会、マングローブ植林行動計画、(財) オイスカ、国際炭やき協力会等、草の根レベルのきめ細かな対応により、森林・林業協力を様々な形で展開していく上で、重要な役割を果たしている。

### ○民間活動の支援

NGO をはじめとする民間団体による環境保全事業に対しては、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力および草の根・人間の安全保障無償資金協力、JICA の草の根技術協力等により支援が行われている。

### ○日本京都メカニズム促進プログラム (JKAP) (再掲)

## 6.6 国際協力プロジェクトに際しての配慮

開発協力を進める上で、温暖化対策に寄与する観点も含めた環境保全に配慮することは、持続可能な開発を推進していく観点から重要である。

○ 1989年、政府は、「地球環境保全に関する閣僚会議」において、ODAの実施に際しての環境配慮を強化することを申し合わせた。2003年に閣議決定された「政府開発援助大綱」において重点課題の一つとして環境問題を含む地球規模の問題への取組を掲げるとともに、環境と開発の両立を援助実施の原則の一つとして位置付けている。また、2005年2月に公表された「政府開発援助に関する中期政策」においても、重点課題の一つとして環境問題を含む地球規模の問題への取組を掲げている。

○ 援助実施に際しての環境配慮のため、技術協力案件及び無償資金協力案件の事前調査等については、実施機関である国際協力機構 (JICA) が 2004年4月から新たな「環境社

会配慮ガイドライン」を施行した。

円借款案件については、国際協力銀行（JBIC）（当時）が2003年10月から改定された「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を施行した。

これらのガイドラインは、学識経験者やNGO関係者からの提言を反映させる等、透明性の高い開かれたプロセスにより策定されている。また、現地住民からの異議申立制度を含む画期的なものとなっており、自然のみならず社会面を含む環境にも配慮すること、情報公開を行うこと等が盛り込まれている。

2008年10月1日の新JICA発足を機に、旧JICA、旧JBICのガイドラインの一本化に取り組んでいる。学識経験者、NGO、産業界、政府関係者から構成される有識者委員会からの必要な助言を得た上で、新ガイドラインの素案を作成中であり、今後、パブリックコメント等を募集する予定である。新ガイドラインは、業務の迅速な実施にも配慮しつつ、より早い段階での情報公開や環境社会配慮に関する内容の一層の充実を目指す等の基本的な考え方のもとで議論が進められている。

○ コベネフィット定量化マニュアルの作成、普及

CDM等のプロジェクト実施に際しての環境配慮のため、環境汚染対策としての副次的な便益（コベネフィット）を定量的に評価する手法として、コベネフィット定量化マニュアルを作成し、その普及に努めている。

表 6.1 地球環境ファシリティ(GEF)及び多数国で構成される機関  
並びにプログラムに対する資金拠出について

機関または計画名	拠出額				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
地球環境ファシリティ(GEF)					
1. GEF信託基金	121	121	84	84	84
2. 後発開発途上国基金(LDCF)			250,000 ※注3		
多数国で構成される機関名：					
1. 世界銀行	44	122	115	96	82
2. 国際金融公社	3	13	5	3	2
3. アフリカ開発銀行	1	1	13	13	9
4. アジア開発銀行	58	53	55	75	69
5. 欧州復興開発銀行	4	4	4	4	3
6. 米州開発銀行	11	14	12	11	9
7. 国連開発計画-	95	88	83	87	82
8. 国連環境計画	4	3	3	3	3
9. 国連気候変動枠組条約---補助基金 (P)	140,955 ※注3	231,505 ※注3	270,153 ※注3	1,044,761 ※注3	1,082,204 ※注3
10. ITTO	2	2	5	7	7

注1：金額は、日本の会計年度（4月から翌年3月）における額であり、通常円ベースで発表されるものである（単位未満切り捨て）。

注2：上記金額は、各国際開発金融機関及び国連機関等に対する拠出金の当初予算額の総額であり、気候変動関連分野を対象として使用されるものではない。

注3：上記金額は各年度の拠出額であり、単位は億円、単位未満は切り捨てである。ただし、地球環境ファシリティ(GEF)の「2.後発開発途上国基金(LDCF)」及び多数国で構成される機関名の「9.国連気候変動枠組条約---補助基金」のみ単位はドル。

注4：国連開発計画の金額は、コア・ファンドへの拠出金のみ。エネルギーと環境はUNDPの重点活動分野の一つ

表 6.2.1 2007 年における本条約の実施に関わるニヶ国間および地域内での経済協力について（有償資金協力）  
（百万米ドル）

支援を受ける国/地域	緩和							適応				小計	合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の脆弱性群		
1. 中国			134.13		146.86		160.44	441.43					
2. インド		115.31	214.31					329.62					
3. インドネシア	220.85							220.85					
4. ベトナム		177.31						177.31					
5. ケニア	47.71							47.71					
6. サモア	39.03							39.03					
7. モロッコ							26.87	26.87					
合計	307.59	292.61	348.44	0.00	146.86	0.00	187.31	1282.81					

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づきリオマーカーをもとに作成（小数点第3位四捨五入）。

注2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.2 2007 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内での経済協力について (無償資金協力)  
(約束額ベース：百万米ドル)

支援を受ける国/地域	緩和										適応				合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の開発経路	小計			
1. フォリピン	6.18						5.17	11.35							
2. インドネシア							7.47	7.47							
3. アジア分類不能			0.50					0.50							
4. ガイアナ			0.54					0.54							
5. ベルー			0.08					0.08							
6. パプアニューギニア			0.35					0.35							
合計	6.18	0.00	1.47	0.00	0.00	0.00	12.64	20.29							

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づきリオマーカーをもとに作成 (小数点第3位四捨五入)。

注2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.3 2007年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内の経済協力について（技術協力）  
 （約束額ベース：百万米ドル）

支援を受ける国/地域	緩和										適応				合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の脆弱性群	小計			
1. 中国	0.03		1.57		0.00		1.63	3.23							
2. ベトナム	0.14		1.95				0.30	2.39							
3. メキシコ	0.02			0.07	0.37		1.43	1.90							
4. モンゴル	0.00						1.75	1.75							
5. エジプト							1.67	1.67							
6. フィリピン			0.87				0.74	1.61							
7. シリア							1.28	1.28							
8. アルジェリア					0.04		1.06	1.10							
9. タイ	0.00		0.05				0.92	0.97							
10. ベルー	0.59						0.27	0.86							
11. その他	1.79		2.86	0.39	2.94		3.94	11.91							
合計	2.59	0.00	7.29	0.46	3.35	0.00	14.99	28.68							

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づくりオマーカーをもとに作成（小数点第3位四捨五入）。

注2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野についてはCRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.4 2006 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内の経済協力について（有償資金協力）  
（百万米ドル）

支援を受ける国/地域	緩和						適応				合計	
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理		その他の環境保健
1. インド		512.06	119.73	30.01				661.80				
2. インドネシア	246.02	16.06						262.08				
3. パラグアイ	183.87							183.87				
4. 中国			63.87			78.81		142.67				
5. エジプト	91.62							91.62				
6. モンゴル							25.61	25.61				
合計	521.51	528.12	183.60	30.01	0.00	78.81		1367.65				

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づきリオマーカーをもとに作成（小数点第3位四捨五入）。

注2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.5 2006 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内の経済協力について（無償資金協力）  
 （約束額ベース：百万米ドル）

支援を受ける国/地域	緩和							適応				合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の脆弱性群	
1. 中国			1.87				6.81	8.69				
2. ミャンマー							2.84	2.84				
								0.00				
								0.00				
								0.00				
合計	0.00	0.00	1.87	0.00	0.00	0.00	9.65	11.52				

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づくリオマーカーをもとに作成（小数点第3位四捨五入）。  
 注2) 適応については、DAC・CRS データ及びリオ統計に適当なデータがなく、抽出することは困難。  
 注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.6 2006 年における本条約の実施に関わるニヶ国間および地域内の経済協力について (技術協力)  
(約束額ベース：百万米ドル)

支援を受ける国/地域	緩和										適応				小計	合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の経済移転					
1. 中国	1.34		0.00	0.01	0.01		1.08	2.45								
2. ベトナム	0.01		1.73				0.06	1.81								
3. ドミニカ共和国	0.02				1.34			1.36								
4. ガーナ	1.23							1.23								
5. ナイジェリア	1.14							1.14								
6. メキシコ						0.00	1.10	1.10								
7. パラオ					1.09			1.09								
8. シリア							0.94	0.94								
9. エジプト	0.00			0.01			0.86	0.87								
10. ネパール	0.00				0.70		0.06	0.77								
11. その他	1.86		1.48	0.09	1.59	0.06	3.40	8.48								
合計	5.62		3.22	0.10	4.73	0.06	7.50	21.23								

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づくリオマーカーをもとに作成 (小数点第3位四捨五入)。

注3) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.7 2005 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内の経済協力について (有償資金協力)  
(百万米ドル)

支援を受ける国/地域	緩和							適応				合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の脆弱性群	
1. トルコ		896.75						896.75				
2. インド		175.22	227.31					402.53				
3. インドネシア	272.70							272.70				
4. アゼルバイジャン	265.94							265.94				
5. 中国			59.06				135.61	194.68				
6. アルメニア	144.58							144.58				
7. チュニジア	15.72							15.72				
合計	698.94	1071.97	286.38	0.00	0.00	0.00	135.61	2192.90				

注 1) 緩和については DAC・CRS データに基づくりオマーカーをもとに作成 (小数点第 3 位四捨五入)。

注 2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注 3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.8 2005 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内の経済協力について（無償資金協力）  
 （約束額ベース：百万米ドル）

支援を受ける国/地域	緩和						適応				合計	
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理		その他の脆弱性群
1. 中国			3.35					3.35				
2. ガーナ							0.42	0.42				
								0.00				
								0.00				
								0.00				
合計	0.00	0.00	3.35	0.00	0.00	0.00	0.42	3.77				

注1) 緩和についてはDAC・CRS データに基づくりオマーカーをもとに作成（小数点第3位四捨五入）。

注2) 適応については、DAC・CRS データ及びリオ統計に適当なデータがなく、抽出することは困難。

注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるものを抽出。

表 6.2.9 2005 年における本条約の実施に関わる二ヶ国間および地域内での経済協力について (技術協力)  
(約東額ベース：百万米ドル)

支援を受ける国/地域	緩和										適応				合計
	エネルギー	運輸	林業	農業	廃棄物処理	工業	その他	小計	能力開発	沿岸地域の管理	その他の脆弱な群衆	小計			
1. 中国	1.44			0.01		0.01	1.68	3.14							
2. ネパール	0.01				2.14		0.03	2.17							
3. バングラデシュ	0.04						2.13	2.17							
4. キューバ	0.02				1.66		0.02	1.71							
5. シリア	0.01				0.02		1.37	1.40							
6. マレーシア	0.02				0.01		0.90	0.94							
7. メキシコ	0.03				0.05		0.81	0.81							
8. ナイジェリア	0.88						0.01	0.90							
9. インドネシア	0.01		0.75	0.01			0.09	0.87							
10. ラオス	0.86						0.01	0.87							
11. その他	2.78		2.42	0.75	1.29	0.35	3.22	10.81							
合計	6.10		3.17	0.77	5.16	0.40	10.27	25.87							

注1) 緩和については DAC・CRS データに基づくりオマーカーをもとに作成 (小数点第3位四捨五入)。  
 注2) 適応については、DAC・CRS データ等に適当なデータがなく、抽出することは困難。  
 注3) 分野については、CRS 目的コードから合致すると思われるもの

表 6.3 本条約の実施に関わる経済協力プロジェクトまたはプログラムにおける代表例

**緩和策**

### 気候変動対策円借款

#### 「バングラデシュ」ハリプール新発電所建設計画」中部地域配電網整備計画」



中部地域配電網整備計画  
INDIA (West Bengal)

ハリプール  
新発電所  
建設計画(第二期)

(1) ハリプール新発電所  
建設計画(第二期)

(222億1,000万円)

案件概要



(ハリプール新発電所建設予定地)

ダッカ郊外のナラヤンガンジ市において、CO2排出量を抑えた高効率のコンバインドサイクル火力発電所(360MW)の建設及び技術支援を行うもの。発電量の増大と発電所の運営・維持管理の効率化等により、安定的な電力供給に資するもので、従来型発電設備に比べてCO2排出量の大幅な削減も期待できる。

(2) 中部地域配電網整備計画

(97億1,500万円)

案件概要



(バングラデシュの配電網)

中部地域(大マイメシオン圏及び大シレット圏)において、配電網の新設及び取替を行うとともに、新配電会社の組織基盤整備を支援。配電ロスの低減により、CO2排出量を削減。

**緩和策**

### 環境プログラム無償

#### 「バングラデシュ」ダッカ市廃棄物管理低炭素型化転換計画」

個人の能力開発

清掃関係者(運転手等)に対する環境教育  
(温室効果ガス削減指導、意識啓発)




環境教育  
運送業務管理の改善指導、  
意識啓発

都市の能力開発

ゴミ収集車輛供与



低炭素型ゴミ収集車 → CO2削減

維持管理

CNG利用計画策定



修理工場機材・工具の整備

廃棄物収集車両



現状

→

イメージ図(天然ガス車両)



供与額: 12.15億円

**適応策**

**無償資金協力・有償資金協力**  
**バングラデシュ サイクロン・洪水対策、緊急支援・復旧復興支援 ～切れ目のない支援～**

**サイクロンシェルター**  
 -多目的サイクロンシェルター 建設計画  
 <無償>:  
 1991年のサイクロン災害を契機として、81棟のサイクロンシェルター建設に協力。平常時は小学校として活用。サイクロンによる高潮被害に備えると同時に、学校設備の改善効果も。

**サイクロンシドル発生**  
 2007年7月と9月の二度の大洪水、11月にはサイクロン「シドル」がバングラデシュを直撃。多数の被災者が発生。道路・堤防等のインフラにも甚大な被害。

**切れ目のない支援を実施**

**【緊急支援】**  
 -緊急援助物資供与<無償>(2007年11月):テント、毛布、水等  
 -緊急無償資金協力<無償>(2007年11月):国際機関を通じたもの

**【復旧支援】**  
 -緊急災害被害・復旧事業<有償>(2008年2月):  
 農業等の生産活動に不可欠な物資の輸入に必要な資金の供与、道路、堤防などを迅速復旧)

**【復興・今後の災害に対する対策支援】**  
 -サイクロン災害復興支援ニーズアセスメント調査(2007年12月):  
 中長期的な支援ニーズの検討  
 -サイクロン「シドル」被災地域多目的サイクロンシェルター建設計画<無償>(2008年6月):  
 本計画では、特に大きな被害を受けた4県に対し新たに36箇所のシェルターを建設する予定。

**サイクロン「シドル」**  
 2007年11月15日発生  
 最大風速: 69m/s (250km/h)  
 発生原因: 941pa





**適応策**

**環境プログラム無償**  
**ケニア 「気候変動への適応のためのニヤンド川流域洪水対策計画」**

**案件概要**

ニヤンド川の流域の24村落(コミュニティ)において、気候変動への適応策プログラムに基づき、低コスト防災構造物(カルバート橋、堰、避難所、井戸等)の建設を行うとともに、住民に対する防災意識の向上を図るもの。

《ケニア国ニヤンド川流域》



Location Map of Study Area

**護岸構造物建設の様子**



**コミュニティに対する災害時対応・避難訓練の集まり**



**適応策** **開発調査⇒無償資金協力**

**カンボジア「プレクトノット川流域農業総合開発」・「ローレンチェリー頭首工・取水工改善計画」**

**案件概要**

プレクトノット川流域は主要な稲作地帯であるが、灌漑整備率が低いために生産が不安定で、乾期の早魃や雨期の洪水の被害を度々受け、生産量、自給率、共に低い脆弱な地域。

**<プレクトノット川流域農業総合開発>**

2005年7月～2008年8月、当該流域に対し、①水資源の有効利用による農業生産性向上方策の検討(マスタープラン策定)、②優先度/緊急度の高い既存灌漑施設改修の事業化支援(FS調査)、③洪水予警報計画の策定と洪水被害軽減方策の検討、④相手国カウンターパートの計画策定、灌漑管理・農業普及等に係る技術向上(パイロット事業の実施)、を目的とした開発調査を実施。

今後、気候変動により降雨の偏りが大きくなったり、早魃、洪水等の災害の強度・頻度が増加すると、より深刻な生産量低下に直面する恐れがあるが、本調査結果に基づいて灌漑施設の整備や水資源の有効利用が実現すれば、洪水や早魃に対する抵抗力が高まることが期待される。さらに、本調査で提案されている洪水予警報計画が本格策定されれば、気候変動による洪水被害の更なる深刻化を防ぐ効果が期待できる。

**<ローレンチェリー頭首工・取水工改善計画>**

開発調査を受け、建設後34年経過し劣化著しく十分に機能していない当該施設の改善工事を無償資金協力にて支援することとなっている(2009年6月E/N)。これにより、洪水被害が軽減され、下流の灌漑地域への適切で安定的な水供給が実現することとなる。



**緩和策** **円借款による緩和策支援 (CDM)**

**エジプト「ザファラーナ風力発電事業」**

事業内容	承諾年月	借款金額 (百万円)	金利	償還期間/ 据置期間
エジプトの首都カイロから南東220kmに位置する紅海沿岸のザファラーナ地区に風力発電所(出力120MW、日本最大規模の宗谷風力発電所出力57MWの約2倍)を新設。	2003年10月	13,497	0.75%	40/10年

-2007年6月CDM登録  
 (大型のODA事業として世界初のCDM事業化)  
 -本事業によるGHG削減量:年間約25万トン  
 -東京23区とほぼ同じ面積の森林が吸収するCO2の量に匹敵



【イネーランド】

分野横断的

## 気候変動対策円借款

### インドネシア「気候変動対策プログラム・ローン」

案件概要

日インドネシア政府間で気候変動に係る政策協定を実施し、イ国政府策定の気候変動対策国家行動計画を基に、気候変動対策に資する「政策アクション」を策定、日イ政府間で合意。イ政府が実施する各政策アクションの実績を評価した上で借款を供与するもの。2008年(約300億円)を供与済、当該評価の過程で、合意した政策アクションの進捗管理モニタリング、要改善点にかかる助言等を実施、策定した政策アクション、及びその上位目標達成のために必要となる課題について明らかにし、必要に応じて適時適切な支援を入れていく土台として活用できる。なお、協賛融資先のフランス開発銀行(AFD)もモニタリング活動に参加。

### インドネシアにおける政策アクション(例)

森林分野

①森林減少の防止を図る新たな市場メカニズム(森林減少・劣化に由来する排出削減、REDD)のパイロット事業を先行して開始する。

②森林火災防止策や泥炭地回復を含む植林地の確実な管理を実施することを通じ、森林セクターによるCO2吸収能力の増強を図る。

水資源分野

気候変動の影響に適応した最適な流域管理を実施するため、以下の施策を講じる。

①統合水資源管理計画の策定

②水資源管理に関する調整組織(水協議会)等の設立。

### エネルギー分野

<発電関係>

地熱発電開発を含む、再生可能エネルギー開発に関する制度改善

<産業、国内(家庭)及び商業分野>

①エネルギー効率の改善に向け、関係法令等の整備を行う。

②主要な産業セクター(鉄鋼やセメント等)について、エネルギー消費データ整備の改善を図り、CO2排出削減に向けたロードマップを作成するとともに、セクター毎の目標を含むCO2排出削減規則を定める。

### その他

農業セクターや国土利用計画、その他課題横断的の取組みとして、CDMやコベネフィットアプローチ、気象早期警戒システム等、に関する政策や制度を構築・改善する。